

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 訓 令  
 福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令 一
- 福島県教育委員会 二
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 二
- 福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令 二

## 訓 令

### 福島県訓令第二十一号

本 庁 機 関  
 福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成二十一年福島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この訓令は、福島県教育委員会、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会（以下「委員会等」という。）の権限に属する事務のうち総務部人事総室職員業務課の職員（総務部人事総室職員業務課長（以下「職員業務課長」という。）を含む。以下「職員業務課職員」という。）に補助執行させる事務の範囲並びに当該補助執行に係る事務の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 福島県教育委員会の権限に属する事務に係るこの訓令の適用については、教育長並びに教育庁及び教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する者のうち次の各号に掲げるものに係る事務に限るものとする。</p> <p>一 福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第十条の表一の項アに規定する指定職員</p> <p>二 福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号）第一条に規定する職員（同規程第六条に規定する特定職員を除く。）</p>	<p>福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この訓令は、福島県選挙管理委員会、福島県代表監査委員、福島県人事委員会及び福島海区漁業調整委員会（以下「委員会等」という。）の権限に属する事務のうち総務部人事総室職員業務課の職員（総務部人事総室職員業務課長（以下「職員業務課長」という。）を含む。以下「職員業務課職員」という。）に補助執行させる事務の範囲並びに当該補助執行に係る事務の専決及び代決に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

三 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例(令和元年福島県条例第二十五号)第二条第一項に規定する第二号(会計年度任用職員)

附 則

この訓令は、令和五年一月一日から施行する。

(職員業務課)

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第八号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の表一の項ア中「職員」の下に「(電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて教育長が指定したもの(以下「庶務システム」という。)を利用して行うことを教育長が指定する職員(以下「指定職員」という。)を除く。)」を加え、同項イ及びオ並びに同表五の項ア及びイ中「職員」の下に「(指定職員を除く。)」を加える。

第二十条中「電子計算機を利用して職員の給与、旅費、服務、福利厚生等に係る事務の処理及び管理等を行う情報処理のシステムであつて教育長が指定したもの(以下「庶務システム」という。)を利用して行うことを教育長が指定する職員(以下「指定職員」という。)」を「指定職員」に改める。

第三十四条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年一月一日から施行する。ただし、第三十四条第一項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 第三十四条第一項の改正規定の施行の日前に、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により職員として採用された場合における第三十四条第一項の

規定の適用については、なお従前の例による。

(高校教育課)

福島県教育委員会訓令第三号

教育庁本庁

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁本庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁本庁事務決裁規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項を削る。

別表第二(教育総務課の項)中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この訓令は、令和五年一月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県教育委員会訓令第四号

教育 庁 教 育 事 務 所

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、博物館及び自然の家」を「及び博物館」に改める。

第三条第九号中「当該所長及び所属職員」を「所属職員(福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)第六条に規定する特定職員をいう。次条第六号において同じ。)」に改める。

第四条第六号中「当該教育機関の長及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年一月一日から施行する。

(教育総務課)

